

第 13 号議案

神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例の件
神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例
神戸市立児童福祉施設等に関する条例（昭和33年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
施設の種類	施設の名称	施設の位置	施設の種類	施設の名称	施設の位置
保育所	[略]	[略]	保育所	[略]	[略]
	神戸市立からと保育所	[略]		神戸市立からと保育所	[略]
	[略]	[略]		神戸市立桜の宮保育所	神戸市北区甲栄台2丁目4番1号
保育所	神戸市立鈴蘭台西町保育所	神戸市北区鈴蘭台西町3丁目6番23号	保育所	[略]	[略]
	[略]	[略]		神戸市立鈴蘭台西町保育所	神戸市北区鈴蘭台西町3丁目6番20号
	[略]	[略]		[略]	[略]
児童厚生施設	[略]	[略]	児童厚生施設	[略]	[略]
	神戸市立兵庫児童館	[略]		神戸市立兵庫児童館	[略]
	[略]	[略]		神戸市立桜の宮児童館	神戸市北区甲栄台2丁目4番1号
児童厚生施設	神戸市立垂水児童館	神戸市垂水区日向1丁目5番1号	児童厚生施設	[略]	[略]
	[略]	[略]		神戸市立愛垂児童館	神戸市垂水区瑞ヶ丘6番17号
	[略]	[略]		神戸市立平磯児童館	神戸市垂水区平磯1丁目2番5号
				[略]	[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次に掲げる規定 令和5年4月1日

ア 保育所の項の改正規定のうち神戸市立桜の宮保育所に係る部分

イ 児童厚生施設の項の改正規定のうち神戸市立桜の宮児童館に係る部分
及び神戸市立平磯児童館に係る部分

(2) 次項の規定 公布の日

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の神戸市立児童福祉施設等に関する条例（以下この項において「新条例」という。）を施行するために必要な神戸市立垂水児童館に係る指定管理者の指定その他の準備行為は、新条例の施行の日前においても、新条例の規定の例によりすることができる。

理 由

神戸市立保育所及び児童館の移転等に当たり、条例を改正する必要があるため。